

## 国立国会図書館の デジタルアーカイブ

国立国会図書館電子情報部  
電子情報企画課  
西中山 隆

▶ 1

## 自己紹介

国立国会図書館  
電子情報部  
電子情報企画課

▶ 2

## 本日の内容

- 01 国立国会図書館について
- 02 デジタルアーカイブとは
- 03 所蔵資料のデジタル化  
~ 休憩 ~
- 04 ボーンデジタル資料の収集
- 05 その他のデジタル資料
- 06 デジタル資料の課題

▶ 3

## 01



### 国立国会図書館について

▶ 4

## 数字でみる国立国会図書館

- ▶ **蔵書数** (2013年3月時点)
- ▶ 図書 約1,000万点
    - ▶ 和漢書 約740万点
    - ▶ 洋書 約260万点
  - ▶ 雑誌 約1,030万点
  - ▶ 新聞 約500万点
  - ▶ 非図書 約1400万点

総数 約3900万点

▶ 5

## 国立国会図書館について



▶ 6

## 02



### デジタルアーカイブとは

▶ 7

### デジタルアーカイブ

- ▶ デジタルアーカイビング (digital archiving)
  - ▶ 「有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワーク等を用いて提供すること。最初からデジタル情報として生産された文化財も対象となる。」

(日本図書館情報学会用語辞典編集委員会 編. 図書館情報学用語辞典. 第3版. 丸善, 2007.12. より抜粋)

▶ 8

### デジタルアーカイブ

- ▶ デジタル形式として保存し、提供すること
  - ▶ デジタル形式に変換
    - ▶ 紙資料
    - ▶ アナログ資料
    - ▶ 有形・無形の文化資源      など
  - ▶ ボーンデジタル
    - ▶ ウェブサイト
    - ▶ 映像データ      など

▶ 9

### ボーンデジタルとデジタル化

- ▶ ボーン・デジタル (Born-digital)
  - ▶ 「生まれながらのデジタル情報」 初めからデジタルで作られた情報
    - ▶ 例) 自治体の広報誌をPDFでHPにアップ
  - ▶ 最初はデジタルでなかったものをデジタル情報にする「デジタル化」
    - ▶ 例) 古い冊子の広報誌をスキャンして

▶ 10

## 03



### 所蔵資料のデジタル化

▶ 11

### 著作権法と国立国会図書館

- ▶ 第31条 図書館等における複製
  - ▶ 第1項: 通常の複写サービス
  - ▶ 第2項: 資料のデジタル化
  - ▶ 第3項: デジタル化資料の図書館送信 (新設)

資料のデジタル化と送信サービス

- ▶ 第42条の4
  - ▶ インターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製 (改正)

▶ 12

## 資料デジタル化の歩み

- ▶ 著作権処理を行いインターネット公開
  - ▶ 明治期、大正期及び昭和前期刊行図書
  - ▶ 帝国議会会議録、古典籍、博士論文

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21 (当初)	22 (当初)
予算	1.0	1.5	2.2	2.4	1.2	0.4	2.2	0.8	1.3	1.3	1.3

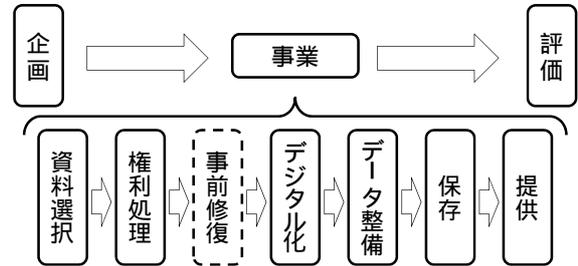
(単位:億円)

← 明治期刊行図書等 →      ← 大正期刊行図書 →      ← 博士論文 →

平成21年度、22年度補正予算については後述

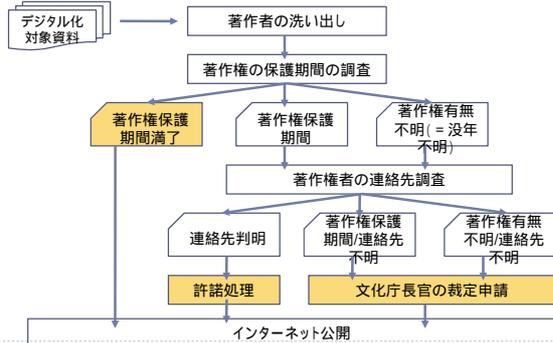
▶ 13

## (参考)資料デジタル化の作業工程



▶ 14

## (参考)著作権処理の流れ



▶ 15

## (参考)デジタル化・デジタルアーカイブについての 手引き、参考情報

国立国会図書館資料デジタル化の手引  
2011年版

▶ <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitalguide.html>

国立国会図書館遠隔研修ポータル「資料デジタル化の基礎」

▶ <https://ndl.secure.force.com/guidance?id=a091000000cZoXgAAK>

公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の優良事例調査

▶ <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/kokyo.html#a01>

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン(総務省)

▶ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu02\\_02000041.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000041.html)

▶ 16

## デジタル化の課題

- ▶ 近代デジタルライブラリー
  - = 著作権許諾(複製権+公衆送信権)を得て、インターネット提供を実施(明治期図書の7割が文化庁長官裁定制度による利用)
  - コスト対効果の問題
  - 複製権、公衆送信権の課題

▶ 17

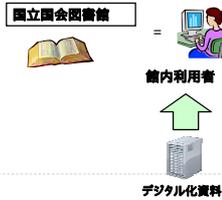
## 3つのエポック

- ▶ 平成21年著作権法改正
  - ▶ 保存のためのデジタル化
- ▶ 大規模デジタル化予算
  - ▶ 平成21年度補正予算 約127億円
  - ▶ 平成22年度補正予算 約10億円
- ▶ 平成24年著作権法改正
  - ▶ 図書館等への自動公衆送信

▶ 18

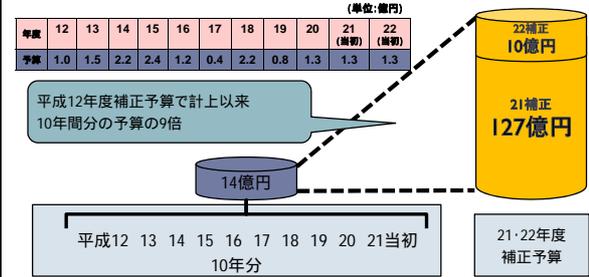
## 平成21年著作権法改正

- ▶ 「国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。」(著作権法第31条第2項の新設)
- ▶ 平成22年1月施行



▶ 19

## 大規模デジタル化予算



▶ 20

## デジタル化資料の利用提供状況

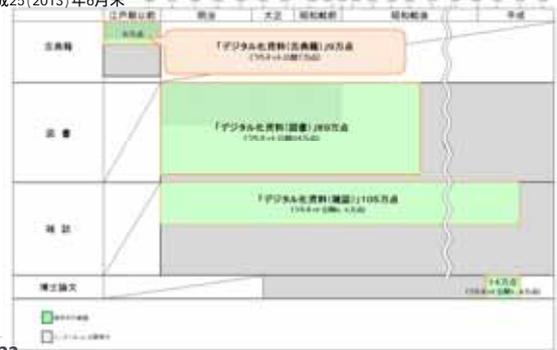
平成25(2013)年6月末

提供種別	館内限定提供	インターネット提供	合計
古典籍	2万点	7万点	9万点
図書	55万点	34万点	89万点
雑誌	104.5万点	0.5万点	105万点
博士論文	12.5万点	1.5万点	14万点
官報		2万点	2万点
憲政資料		140点	140点

▶ 21 注) 提供数は著作権処理等により日々更新されている。

## 所蔵資料のデジタル化状況

平成25(2013)年6月末



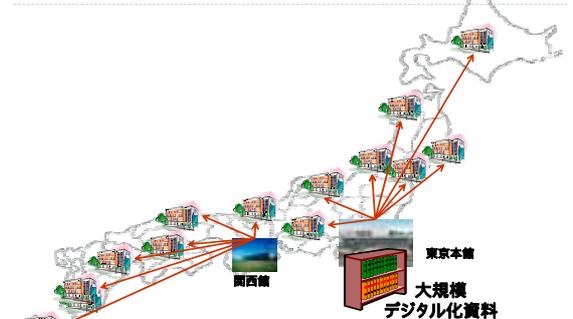
▶ 22

## 平成24年著作権法改正

- ▶ 「国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。」(著作権法第31条第3項の新設)
- ▶ 平成25年1月施行

▶ 23

## デジタル化資料の図書館等への送信



▶ 24

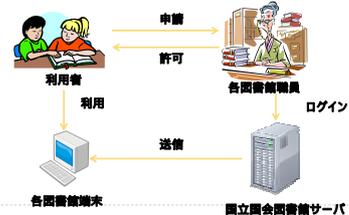
## 平成24年改正のポイント

- ▶ 対象機関の限定:「図書館等」
- ▶ 対象資料の限定:「絶版等資料」
- ▶ 利用方法
  - ▶ 閲覧:「公衆に提示する」ため「自動公衆送信」
  - ▶ 複写:「一部分の複製物」を「提供」

▶ 25

## 利用方法

- ▶ 閲覧:図書館間貸出と同様の手続を想定
- ▶ 複写:セルフコピー不可



▶ 26

## 今後のスケジュール

- ▶ 平成25年
  - ▶ 7月1日 送信候補資料公開
  - ▶ 7月～11月 事前除外手続
  - ▶ 9月4日 図書館向け説明会
  - ▶ 10月1日 参加館募集開始
- ▶ 平成26年
  - ▶ 1月 送信開始
  - ▶ 事後除外手続開始
- ▶ 詳細はこちら  
[http://www.ndl.go.jp/jp/library/service\\_digi.html](http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi.html)

▶ 27

## デジタル化資料の提供方法

### 国立国会図書館デジタル化資料

▶ <http://dl.ndl.go.jp/>

### 近代デジタルライブラリー

▶ <http://kindai.ndl.go.jp/>

▶ 28



## 国立国会図書館 デジタル化資料 <http://dl.ndl.go.jp/>

▶ 29

## 国立国会図書館デジタル化資料

<http://dl.ndl.go.jp/>

- ▶ 国立国会図書館の館内限定公開分も含めデジタル化資料全体(約220万点)を提供

▶ 30



近代デジタルライブラリー  
Digital Library from the Meiji Era  
国立国会図書館

検索

近代デジタルライブラリー  
<http://kindai.ndl.go.jp/>

31

近代デジタルライブラリー

<http://kindai.ndl.go.jp/>

- ▶ インターネット公開の図書・雑誌のみ（約34万点）を提供

32



【図書】『エロエロ草紙』  
(酒井潔著、竹酔書房、1930)  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1137261>

33



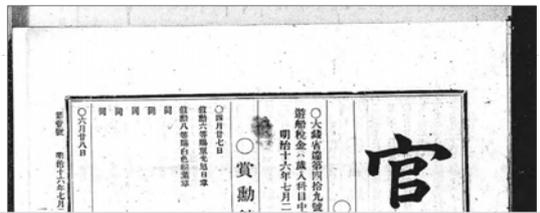
【雑誌】『醫學中央雑誌』  
(医学中央雑誌刊行会、1903年～)  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1866385>

34



【古典籍】『新訂万国全図』  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1286206>

35



【官報】『官報』  
1883年7月2日(創刊号)  
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2943205>

36

# 04



## オープンデジタル資料の収集

▶ 37

### 著作権法と国立国会図書館

- ▶ 第31条 図書館等における複製
  - ▶ 第1項: 通常の複写サービス
  - ▶ 第2項: 資料のデジタル化
  - ▶ 第3項: デジタル化資料の図書館送信 (新設)

#### ▶ 第42条の4

- ▶ インターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製 (改正)

インターネット資料及びオンライン資料の収集

▶ 38

### 国立国会図書館法

#### ▶ 第25条の3 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

- ▶ 第1項: 国の機関等が発信するインターネット資料の収集
- ▶ 第2項: 収集を妨げる措置の解除
- ▶ 第3項: 第1項で収集できない資料の提供要請

#### ▶ 第25条の4 オンライン資料の記録

- ▶ 第1項: 民間が発信するオンライン資料の収集
- ▶ 第2項: 適用除外
- ▶ 第3項: 記録媒体による収集
- ▶ 第4項: 費用補償

▶ 39

### 電子情報収集の歩み

平成12年10月	パッケージ系電子出版物の納本制度による収集開始
平成14年11月	WARP (インターネット資料収集保存事業) 開始 (許諾による収集)
平成22年4月	公的機関のインターネット資料の制度的収集開始
平成25年7月	民間の無料かつDRMのないオンライン資料 (電子書籍、電子雑誌等) の制度的収集開始

(注) DRM(Digital Rights Management) 技術的保護手段

▶ 40



インターネット資料収集保存事業 (WARP)  
<http://warp.da.ndl.go.jp>

▶ 41

### 2002FIFAワールドカップ (2002/10/28)



# 消失

▶ 42

## 首相官邸 (2004/11/19)

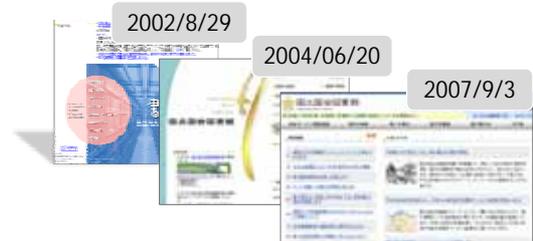


更新

▶ 43

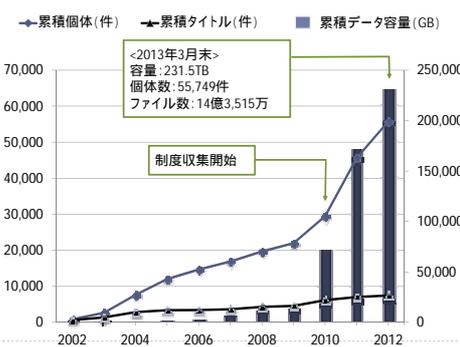
## ウェブアーカイビング

消えてしまう前にウェブサイトをまとめて保存する。



▶ 44

## WARP収集実績 (2013年3月末)



▶ 45

## 国立国会図書館法 (再掲)

▶ 第25条の3 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

- ▶ 第1項: 国の機関等が発信するインターネット資料の収集
- ▶ 第2項: 収集を妨げる措置の解除
- ▶ 第3項: 第1項で収集できない資料の提供要請

▶ 第25条の4 オンライン資料の記録

- ▶ 第1項: 民間が発信するオンライン資料の収集
- ▶ 第2項: 適用除外
- ▶ 第3項: 記録媒体による収集
- ▶ 第4項: 費用補償

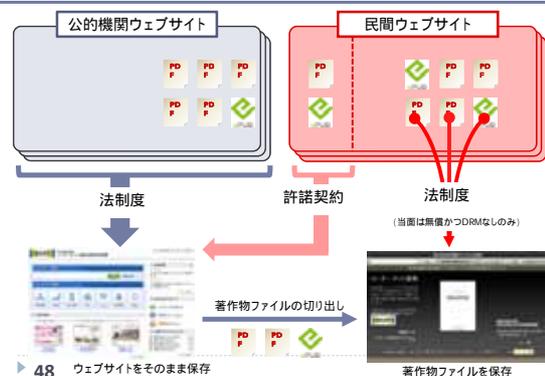
▶ 46

## オンライン資料とは

- ▶ オンライン資料とは、「インターネット等により出版(公開)される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当するもの」であり、電子書籍・電子雑誌等を指す
- ▶ 平成25年7月1日から、納本制度に準じ、国立国会図書館が民間のオンライン資料を収集。当面、無料かつDRMのないものに限定して、収集する
- ▶ 収集した資料は、紙の出版物と同様に、国立国会図書館で保存し、将来にわたって利用できるようにする

▶ 47

## オープンデジタル資料の収集モデル



▶ 48

## 国立国会図書館法改正の概要

(平成24年6月22日公布、平成25年7月1日施行)

- ▶ 文化財の蓄積及びその利用に資するため、私人が出版したオンライン資料を、国立国会図書館に納入することが義務付けられる(国立国会図書館法第25条の4)
- ▶ 有料又はDRMのある資料は、当面納入義務が免除される。(国立国会図書館法改正法附則第2条)
- ▶ 著作権法に制限規定を新設し、国立国会図書館のオンライン資料の収集については、著作権者の許諾を要しない(著作権法第42条の4)

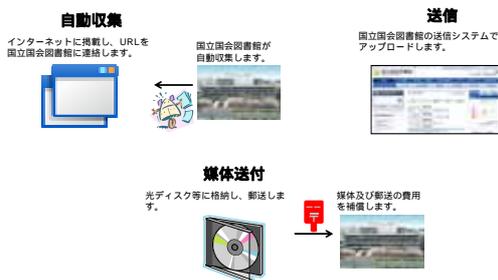
▶ 49

## 納入義務対象となる資料

- ▶ 納入義務対象は、私人(公的機関は含まない)がインターネット等で出版(公開)した電子書籍・電子雑誌等のうち、
  - ▶ (1)特定のコードが付与されたもの(ISBN、ISSN、DOI)
  - ▶ (2)特定のフォーマットで作成されたもの(PDF、EPUB、DAISY)のいずれかであって、無料かつDRMがないもの
- ▶ 具体例
  - ▶ 年鑑、要覧、機関誌、調査報告書、事業報告書、学術論文、紀要、技報、ニュースレター、小説、実用書、児童書等

▶ 50

## 納入方法



▶ 51

## 利用提供方法

- ▶ 館内での閲覧サービス
  - ▶ 法律に基づいて、国立国会図書館内(東京本館、関西館、国際子ども図書館)で閲覧サービスを提供
- ▶ 館内での複写サービス
  - ▶ 原則として、著作権法の範囲で、準備が整い次第、複写サービスを提供予定
  - ▶ 電子データのダウンロードサービスは、原則として、実施しない
  - ▶ 印刷が技術的に制限されている資料は、複写提供しない
- ▶ 館外へのサービス
  - ▶ 登録利用者に対する遠隔複写サービスは、準備が整い次第、実施予定
  - ▶ 図書館等への送信、インターネット提供は、原則として、行わない
- ▶ 利用提供開始は、平成25年10月を予定

▶ 52

## 今後のスケジュール

- ▶ 平成25年7月～ 施行  
自動収集・媒体送付による収集開始
- ▶ 平成25年10月～ 利用提供開始
- ▶ 平成26年早期 送信による収集開始
- ▶ 詳細はこちら  
[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online\\_data.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online_data.html)

▶ 53

# 05



## その他のデジタル資料

▶ 54

歴史的音源

<http://dl.ndl.go.jp/#music>

▶ 55

### 歴史的音源

- ▶ 1900年初頭～1950年頃に国内で製造されたSP盤及び金属原盤等に収録された音楽・演説等の音源
- ▶ 歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) がデジタル化

▶ 56

### 歴史的音源(れきおん)の提供

- ▶ 順次音源を追加していき、最終的には約5万件を提供する予定  
(2013年3月時点で約39,000件)
- ▶ 著作権・著作隣接権保護期間を満了したものはインターネット公開  
(2013年3月時点で700件強)

▶ 57

### 公立図書館等への配信

- ▶ 国立国会図書館の施設内で公開している全音源を公立図書館等へ配信中
- ▶ 配信参加館は、自館内ですべての音源を図書館利用者に提供可能
- ▶ 配信参加館募集中
- ▶ 詳細はこちら  
<http://dl.ndl.go.jp/ja/rekion4Lib.html>

▶ 58

東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)

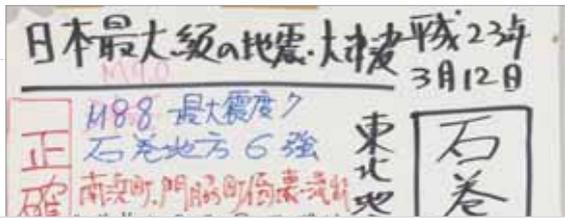
<http://kn.ndl.go.jp>

▶ 59

### 東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)

- ▶ 総務省と連携して構築
- ▶ 東日本大震災に関連する音声・動画、写真、ウェブ情報等を包括的に検索可能
- ▶ 大学、報道機関、検索サイト等が収集している動画・写真や、神戸大学附属図書館震災文庫、国立国会図書館が所蔵する資料
- ▶ 国立国会図書館が収集した国会原発事故調査委員会の映像や、被災自治体等の東日本大震災直後のホームページも検索可能に

▶ 60



【新聞】石巻日日新聞(号外)  
平成23年3月12日

<http://kn.ndl.go.jp/view/7c0e408b-56c7-4160-94e3-f2e94c9d7699>

▶ 61

06



デジタル資料の課題

▶ 62

## 課題

- ▶ 収集/デジタル化した電子情報の長期保存
  - ・媒体・ファイルフォーマットの劣化、再生環境の旧式化
  - ・保存ストレージの大規模障害、災害対策
- cf: 旧式録音・映像資料(カセット、VHS等)

▶ 63

ご清聴ありがとうございました。  
[www.ndl.go.jp](http://www.ndl.go.jp)

▶ 64